

審議会等の会議の記録

会 議 の 名 称	伊勢崎市水質に関する検討委員会 (委嘱状交付式及び第1回伊勢崎市水質に関する検討委員会)
開 催 日 時	令和6年10月28日(月) 午後1時30分～午後3時00分
開 催 場 所	伊勢崎市役所東館3階災害対策室
出 席 者 氏 名	(委員9名) 片亀委員、佐藤委員、吹上委員、山崎委員、矢尾委員、宮里委員、 富田委員、深町委員、本田委員 (事務局6名) 深澤環境部長、塩島環境部副部長、小保方課長、興石環境企画係長、 斎藤主任、須田主事
傍 聴 人 数	なし
会 議 の 議 題	協議事項 (1)委員長・副委員長の選任について (2)第3次伊勢崎市環境基本計画素案について (3)その他
会 議 資 料 の 内 容	① 次第 ② 伊勢崎市水質に関する検討委員会委員名簿 ③ 伊勢崎市水質に関する検討委員会設置要綱 ④ 第3次伊勢崎市環境基本計画(素案 抜粋)
会 議 に お け る 議 事 の 経 過 及 び 発 言 の 要 旨	【委嘱状交付式】 1 開会 2 委嘱状の交付 ※市長より委員に対し委嘱状を交付 3 市長あいさつ 4 閉会 ※市長退席 【第1回伊勢崎市水質に関する検討委員会】 1 開会 2 部長挨拶 3 委員自己紹介

4 協議事項

(1) 委員長・副委員長の選任について

※次のとおり、委員長及び副委員長が決定

伊勢崎市水質に関する検討委員会委員長 片 亀 光 委員

伊勢崎市水質に関する検討委員会副委員長 宮 里 直 樹 委員

※要綱の規定に基づき、委員長が議長を務め議事を開始。

(2) 第3次伊勢崎市環境基本計画について

※事務局が資料に基づき説明。

事務局への質問や委員のご意見は以下のとおり。

委 員 素案冒頭の主要5河川とあるが、広瀬川、粕川、早川と残り2河川はなにか。

事 務 局 1河川は菰川。残り1河川はあとで確認させていただく。

委 員 污水处理人口普及率を上げるためにどうすればいいのかという問題がある。伊勢崎市の污水处理人口普及率は低い。市町村で水質調査を行っているが、下水道、合併処理浄化槽及び農業集落排水のうちどの事業が一番、河川の水質を良くするのに貢献しているかを調べたことがあり、結果は下水道が整備されている河川が一番綺麗だった。また、全国的な傾向として、下水道メインに事業をしている地域ほど污水处理人口普及率が低く、昔から下水道が通っているところは下水道が優先されるが、下水道は規模も時間もお金がかかる。ここ20年ほど前から事業を始めた地域は農業集落排水や合併処理浄化槽を取り入れ、污水处理人口普及率が下水地域よりも高くなっているところも多い。伊勢崎市は特に污水处理人口普及率が低い現状。

委 員 污水处理人口普及率が低い要因はあるか。

事 務 局 旧市街地は下水道が整備されつつあるが、なかなか広がっていない。最近になってからは赤堀・あずま農業集落排水を流域下水道ということで、県の境平塚浄化センターに繋ぐ事業を行っている。本管整備はなかなか進んでいない現状。

委 員 先ほど委員からの意見で出た污水处理人口普及率を上げていくのが1つのテーマであるが、もう1つが水質汚濁防止法と県条例の規制対象から漏れている小規模の事業所排水。規制というよりは改善策を排水に関して見識のある委員の皆様と検討していきたい。污水处理人口普及率の向上は下水道の担当課で検討していただき、本検討委員会ではもう一つの小規模事業所の排水というのが大きな1つのテーマになると考える。

委 員 事業所排水に関しては時々新聞記事に出ていたりするが、近年伊勢崎市内での水質事故や水質の問題で課題になっていることはあるか。

事 務 局 環境基準には健康項目（有害物質）というものがある。有害物質が出たという事件もあるが、突発的なものは起こるものとして、恒常的なものとしては河川・沼の測定点では健康項目（有害物質）の環境基準を超えるようなものは測定されていないが、生活環境項目の水質の環境基準は達成していない。BODなどの有機物や大腸菌群数等、糞尿やし尿が入っている指標が河川でかなり高くなっている。群馬県が水質汚濁防止法に基づき、平成14年に伊勢崎市を生活排水対策重点地域に指定している。前橋市から伊勢崎市に入ると急激に水質が悪化しており、主に有機物、生活排水や事業所排水が原因。桃ノ木川から広瀬川に入るとBODの値が高くなってしまう。上流での畜産や農業用肥料等が下流で影響を受けている部分もあるが、伊勢崎

	市の生活雑排水や事業所の規制未満の排水が汚濁負荷の要素となっていると考えられる。
委 員 事 務 局	浄化槽は市町村設置型か、補助金交付型か。 資源循環課で合併処理浄化槽転換に補助金を交付している。市町村設置型ではない。
委 員	河川の水質や何を分析しているかの具体的なデータをみて出せる意見があると思うので次回は用意いただきたい。油の指標であるノルマルヘキサン抽出物質等は問題になっていると思う。
委 員	BODと大腸菌群数は汚水の基準となる。 食品衛生協会の会員事業所に対して年1回の巡回で衛生関係の点検をされていると思うが状況はどうか。
委 員	年1回指導員が回るが、衛生面に関しての指導しかしていない。環境面に関しての指導はない。そこで一緒に指導ができればと思うが、助言や提案程度のことしかできない。
委 員	飲食店を利用する側の立場とすると店内の環境・清潔度に関わる、厨房の清掃やグリストラップの状態によって匂いを感じたりする。衛生環境を掘り下げていくと店内の衛生管理というものの中にグリストラップの適正管理というのがチェック項目に入ってくる。
委 員	現状、清掃業者へグリストラップの清掃を依頼する飲食店は匂いが出る・グリストラップが溢れる等、具体的な弊害が出て初めてその部分の不具合に気付いて対応するケースがほとんど。グリストラップの使用に問題のない飲食店は衛生面やグリストラップの適正管理の意識はそれほど高くないと思う。日々の清掃は義務付けられているが、きちんとやっているところもやっていないところも弊害がなければ気を回して排水部分を綺麗にしようという意識は高くないと思う。
委 員	縦割り行政で難しいという現状がある。食品衛生は厚生労働省、ここから出た水は国土交通省又は環境省の問題。 下水道法上はグリストラップは月1回清掃を義務としているが、文部科学省や厚生労働省管轄の機関（学校給食の現場）は予算がないから年2回でいいと言い、矛盾がある。問題をわけて考えると難しい。飲食店の事業所に排水に関して協力していただくのであれば、食品衛生協会の講習会の時に事業で排出する水に関して事業所の責任であるという意識を持つよう訴えていたり、グリストラップの清掃や維持管理を徹底するよう周知していたりという方法がある。
委 員	行政の立場だと、グリストラップの清掃に関して所管法令の水質汚濁防止法や県条例で基準をクリアしているかどうかでルールに従っての指導を行う。その他の規制のかからない部分に関しては何かの際に立ち入り指導なりはできると思うが、なかなか一律で規制がかかっていない事業所に対して指導をして回るのはできないので、まずは規制対象となる事業所に対しての指導が優先となる。条例では1日あたり10m ³ を超えるものが対象。それ未満は対象外。
委 員	指導や勧告というものではなく、食品衛生協会の講習会等でガイドラインのようなもので目安等を盛り込んでいき、普及・啓発を行っていくことが必要。
委 員	食品衛生協会の指導員はボランティアでやっている部分もあるので指導員にどこまで求めるかという問題がある。保健所から指導があれば望ましい。現状だと難しい部分がある。
委 員	河川の水質データ・数字を飲食店業者に見せたり、公にすることは大事だと思う。排水・水質に関してどれほどのお金がか

	かっているか役所の人は知っているが、市民は知らない。そう いったことが広まっていくことで少しずつ環境は改善していく と思う。市民参加のひとつとして訴えていくことは大事。 委 員 この検討委員会の所掌事務に「河川及び“沼”」の問題とある が、波志江沼等、沼の水質が悪化している現状があるのか。ま た沼に流れ込む河川は今回議題に上がっているような河川なの か。小規模事業所の排水等も影響しているのか等、事務局で把 握していることがあるか。 事 務 局 沼について伊勢崎市内では環境基準が設定されている部分がない ので比較のしようがない部分はあるが、綺麗ではない。閉鎖 性の水域なので流れないという要因がある。 委 員 感情論のようになってしまうが、周辺の方は地域の環境をよく 見ているので沼や水辺の環境が良くなると環境への意識も高ま ると思う。水質に関する検討委員会の所掌事務として沼の部分 も取り上げるのであれば、環境基本計画の中にも沼に関する視 点を取り入れるのもいいと思う。 委 員 波志江沼は植物プランクトンが目立つ。境地区の伊与久沼も同 じような水質と思われる。CODを改善するのは難しいと思う。川 と違って流れない水域であり、周辺住民の意識にも大きく影響 するため、こちらも一緒に今後検討していけるとよい。 <u>(3) その他</u> 事務局より、次回検討委員会は来年1月頃を予定であり、それまでに 検討委員会として提言書をまとめていただきたいと説明。 ※委員から質問等はなし。 5 閉会
--	--